

中村橋駅周辺まちづくり検討支援業務委託（質問および回答）

No	質問	回答
1	様式2及び様式4に記載する業務実績について 記載業務実績の契約書もしくはテクリス等の添付は不要との認識でよろしいでしょうか。	業務実績を確認する書類として、契約書の添付は不要ですが、テクリスは添付をしてください。 ただし、テクリスがない場合は、テクリス以外で業務実績の分かる書類を添付してください。
2	直近の決算に係る財務諸表 様式9 「様式9 ローカルベンチマークシート」を使用することとありますが、提出するのは「財務分析シート ver3」のみでよろしいでしょうか。	様式9 ローカルベンチマークシートについては、「財務分析シートver3」のみの提出で構いません。
3	見積・工程 今年度の実施に係る内容を提案する形でよろしいでしょうか。次年度以降の検討を見据えた提案は必要ないか確認をさせて頂けますと、幸いです。	見積、工程については、本業務委託（最長3か年度の委託）に係る提案をしてください。 これとは別に、実施要領3ページ「4-4 企画提案書作成要領（2）ウ」に記載のとおり、各フェーズ毎のロードマップを示すことも必要です。
4	プロポーザル実施要領について プロポーザル実施要領3ページ「4-4 企画提案書作成要領（3）」において、「第3章は、別紙「仕様書（案）」の「別添3 中村橋駅周辺地区および関連区域の課題について」に則して、課題1～3および検討事項1～2について、それぞれ提案すること」とありますが、提案書において「第3章」ではなく「第2章」にて提案することは減点対象となりますか。	実施要領3ページ「4-4 企画提案書作成要領（3）」に記載のとおり目次構成で提案をしてください。
6	プロポーザル実施要領について プロポーザル実施要領5ページ「4-8 二次審査」において、「新たな資料を配布することは不可。パワーポイント等で作成したスライドをスクリーンに映してプレゼンテーションを行うことを可」とありますが、投影のみの資料であれば新たな資料を用いてプレゼンテーションを行うことは可能であると理解してよろしいでしょうか。	二次審査では、一次審査を終えているため、提案書から内容が変わってしまうような物や、提案書の趣旨から逸脱する物は不可とします。 実施要領5ページで「パワーポイント等で作成したスライドをスクリーンに映してプレゼンテーションを行うことを可」としているのは、プレゼンテーション用に提案資料を要約したものを投影することを想定しています。
7	仕様書（案）について 仕様書（案）5ページ「8-1 中村橋駅周辺地区【対象区域】」「地区外権利者等（約1,000部）には郵送する」とありますが、郵送先の氏名や住所等に関しては提供いただいたリストを基に郵送等を行うと考えてよろしいでしょうか。	まちづくりニュースの作成、配布は、令和9年度以降を予定しています。本業務委託において、次年度以降に委託対象地区の土地および建物の権利者について調査、整理を行います。 権利者の調査、整理については、登記簿の取得は区で行い、その登記簿を基に権利者のリストアップは委託事業者に行っていただきます。 調査時期については、エリア毎の検討状況に応じ、今後、調整をしていきます。
8	仕様書（案）について プロポーザル実施要領6ページ「その他事項」において、「提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは無効の扱いとなる」とありますが、企画提案書（任意様式）については、事業者名は記載すべき事項であり、記載しても無効にならないと考えてよろしいでしょうか。	企画提案書（任意様式）については、事業者名は記載しても無効にはなりません。
9	仕様書（案）について 仕様書（案）8ページ「1 本業務の背景」において「令和7年度は、「バスルート及びバス停の配置の総合的検討」について検討を行った」とありますが、過年度検討結果を閲覧することは可能でしょうか。	過年度の検討結果を閲覧することは可能です。 閲覧したい場合は、申し出てください。